

平成31年第2回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成31年2月7日 午後3時 5分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 平成31年2月7日 午後3時 5分
筑紫野市役所 (505会議室)

2 閉会日時 平成31年2月7日 午後3時27分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、井上瞳、日永田美月、八尋一男、

平山正美、柴田祥弘、平山隆好

(2) 欠席者 (または出席を要しない農地利用最適化推進委員)

野美山義照、八尋雄二、岡島勝實

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 6号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動 (届出) について

報告第 7号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第 3号 農地法第3条の規定による農地の権利移動 (設定) について

議案第 4号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：では、早速ですが、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まずは、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、3番委員の藤井委員、それから11番委員の神崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では、既にお手元に配付しておりました議案目録の順序に従いまして、会議を進めさせていただきます。

まず最初は、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を御報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか4筆。田7,223平米、畑1,228平米、合計8,451平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：ちょっと面積が広いようでございますが、本件について、質疑あるいは御質問等がございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に対する報告を終わります。

次に進めさせていただきます。

農地法第4条第1項の規定に基づく同法施行規則の規定による届出に関する件を御報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。畑643平米のうち56平米、合計643平米のうち56平米。届出の理由、適用条項第29条、農作業スペース（駐車場）。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について、質疑あるいは御質問等がございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進みます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ほどございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田1,915平米、合計1,915平米。転用目的、貸事務所、貸倉庫。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成31年3月1日から平成31年12月10日まで。開発許可の要否、県開発許可該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成31年1月21日。

2番、届出者、三井郡大刀洗町□□、□□。届出地の表示、□□。畑198平米、合計198平米。転用目的、駐車場。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成31年1月23日。

以上です。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に対する報告を終了いたします。

次に進みます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第9号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、筑紫野市□□、社会福祉法人□□、理事長□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか2筆。田1,183平米、仮換地地積335.25平米、合計1,183平米。転用目的、敷地拡張、事務所増築。契約内容、使用貸借。構造規模、軽量鉄骨造平屋建て。工事期間、平成31年3月20日から平成31年4月10日まで。開発許可の要否、区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成31年1月18日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進ませてもらいます。

議案第3号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

まず1番について、地区担当委員に説明をお願いいたします。□□委員、よろしくお願いま

す。

○委員：番号1、譲受人、住所、筑紫野市□□、名前が、ちょっと済みません、読み方をど忘れして……。

○事務局：□□です。

○委員：□□ですね。失礼しました。□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□ほか1筆。地積、畑591平米。異動の内容、申請理由、贈与。契約内容、贈与でございます。

それで、1月16日に□□委員と現地を見させていただきました。6ページになります。先ほど事務局が図面の関係で言われましたように、この黒塗りとその横の□□までが一つのものでございます。この畑を娘さんに生前贈与したいという内容でございました。特段問題はないかと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長：一括して質疑を受けたいと思いますので、2番について説明を求めます。□□さんの分ですが、10番の□□委員、よろしくをお願いします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。耕作面積は6万5,360平米です。譲渡人、福岡市□□、□□。申請地の表示、□□。畑の71平米でございます。異動の内容は贈与となっております。

位置図は7ページになっています。右上から左斜めに通っているのが□□線です。左上から右下になっているのが□□号ですね。高架の部分でございます。□□号の右下が□□方面、上が□□です。これは道路の横になっていますが、高架の下にあります。側道のそばでございます。

これは昨年11月にあっせん申出書があった分でございます。□□さんは□□区に住んでいて、両親が亡くなられて、□□に住まれてはおりません。このほかに農地はないだろうと思われまます。畑でございまして71平米と少ない面積ですので、管理も今まではされていなかったんですが、あっせん申出書ということで□□さんのほうにつないでおります。同じ□□さんですが第三者ということでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。何か事務局のほうで補足説明があれば、1番、2番あわせて説明をお願いします。

○事務局：1番につきましては、□□委員が説明されたとおりで、□□さんと□□さんは親子関係になっております。同居はしておりませんが、通作が可能ということで、□□さんのほうも農業に従事しており、贈与をすることが可能となっております。耕作状況につきましては、5,300平米程度お米をつくっていて、600平米野菜をつくっているということでございます。農機具といたしましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有。労働力につきましては、□□さん及び父親の□□さん、そして母親の3人で耕作をしているということでございます。農作業

歴につきましては、□□さんと□□さんの妻が20年、□□さんにつきましては10年程度ということになっております。申請地につきましては、引き続き野菜をつくる予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われまます。

続きまして、2番につきましては、□□委員が説明されたとおりであります。譲受人の□□さんは認定農業者であって専業の農家でありまして、譲り受ける分につきましては問題ないと思われまます。

以上でございます。

○議長：今、1番と2番を同時に御説明いただきましたが、本件について質疑のある方、あるいは御意見のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案1、2件とも農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題とします。先ほど事務局の説明がありましたように、1番のみを審議することになります。

まず、1番について地区担当委員の説明を、□□委員、よろしく願います。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□株式会社、代表□□。譲渡人、筑紫野市□□、相続人□□。ほか二人になっておりますが、実は、この相談に見えたときの3日前に、本来お持ちであった□□さんという方がお亡くなりになられて、業者のほうも知らなかったみたいで、また持ち帰り、今回こういう形で出てきております。最終的には□□さんほか二人の相続人の名前を出すということで、これは農業委員会のほうも承諾してあると思えますし、業者のほうも本人さんたちと話についておりますということでございました。申請地の表示、□□。地積、畑5,518平米、合計5,518平米であります。内容は、実はこの会社は発電とかドローンとか、こういったやつをしたというので、ドローンの練習場に使いたいということでもあります。

裏の地図を見ていただきたいと思えます。

今はやりのやつですが、実は、□□は変電所の関係で高圧線が相当にあっちこっち通っていて、そんなに高く飛ばさないということをしているんだろうと思えますが、このそばにも通っております。この下ですね。この黒く真ん中に塗ってある分が今回のドローンの申請地であります。それから、その上側ないし右側を含めて、将来、バイオマス発電それから太陽光発電もあわせてす

るということで、今回はドローンのみを先に申請させていただきますということです。

山林が主体なんですが一部昔の開拓地が入っておりまして、農地になっておりましたもので、この持ち主が□□さんであって、そういうことになっております。ひとつよろしく願いいたします。

○議長：では、本件について、事務局、何か補足する部分がありましたら説明してください。

○事務局：申請人の□□につきましては、現在、□□町で野球場を借りて、こういったドローンの練習場を運営しているということでございます。このたび自己所有の練習場をつくりたいということで、この農地を取得するための申請がなされているところです。現地の様相につきましては、長期間耕作放棄しておりまして、雑木が繁茂している状態です。それを伐採して伐根して整備すると。そして、2カ所同時に練習可能な場所、及び車の駐車場を設置する計画ということでございます。農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第2種農地となっております。水利承諾については、無条件で添付してあります。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑あるいは御意見等がございましたら、御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に対する採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。次は農政議案に入ります。

農政議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明を求めます。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積1,374平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引き渡しの時期については、いずれも平成31年2月25日となっております。

以上1件の売買でございます。本件につきましては、昨年12月の定例会にて御審議をいただい

た内容でございます。推進機構が農地を買い受け、新たな担い手へのあっせんを行った結果、このたび□□氏との売買契約が整いましたので、今回お伺いするものになります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長：本件について、質疑あるいは御意見がある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当いたしますので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決まりました。

次に進めさせていただきます。

農政議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者、説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

1番、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,663平米。農振区分、農用地でございます。利用権の種類につきましては、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては、平成31年2月11日から平成33年11月10日の2年間です。賃借料につきましては、精米80キロとなっております。

続きまして、2番、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、畑。面積891平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、野菜。期間につきましては、平成31年2月11日から平成36年6月10日の5年となっております。

以上2件、いずれも新規の案件でございます。合計2筆で、2,554平米となっております。

以上、審議をよろしくお願いいたします。

○議長：本件に対する質疑あるいは御意見のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

以上で、予定しておりました定例会の議題は終了いたします。

以上をもちまして、平成31年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。